平成２４年（フ）第２９２号
長崎市出来大工町４番地
破産者　株式会社イコー
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９５９号
福岡県福岡市西区田尻2375、商業登記簿上の本店所在地福岡市西区徳永198番地３
破産者　田中ビニール商事株式会社
1　決定年月日　平成25年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢1268番地１
破産者　小堀サト子
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２３号
栃木県芳賀郡益子町大字大沢1268番地１
破産者　小堀　章子
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５３０号
兵庫県加古川市平岡町土山384番地の18
破産者　有限会社Ｒｉｓｋ　Ｈｏｐｅ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６号
兵庫県揖保郡太子町鵤1253番地の１
破産者　有限会社タロウフーズ
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５３２号
岡山市北区平田117番地118
破産者　西田　将大
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５４号
広島県安芸郡府中町浜田４丁目６番８―1308号
破産者　有限会社中国油機販売
1　決定年月日　平成25年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２８号
東京都東久留米市下里４丁目１番７―309
破産者　桑原　勇介
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４７９号
石川県野々市市堀内２丁目118　ドリームハーモニー206号室、住民票上の住所金沢市西金沢新町195番地
破産者　島畑　光弘
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６２号
山梨県甲斐市篠原568番地
破産者　トータルライフ有限会社
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
長野市篠ノ井会字下東原902番地
破産者　有限会社オリンピックスポーツ
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
長野市篠ノ井会902番地
破産者　株式会社百瀬商事
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
長野県須坂市大字米持293番地68
破産者　有限会社佐々木損害保険事務所
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４４９号
岐阜市柳津町高桑東３丁目16番地
破産者　石田　豊春
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４５０号
岐阜市柳津町高桑東３丁目16番地
破産者　石田　庸子
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５１号
岐阜県郡上市高鷲町ひるがの4670番地の3654
破産者　株式会社ひるがのホープ
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第５２号
岐阜県郡上市白鳥町那留1498番地15
破産者　細辻妃佐代
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１号
愛知県江南市前飛保町緑ケ丘168番地
破産者　株式会社松康商事
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第４０号
兵庫県淡路市野島平林２番地の２
破産者　株式会社幸勇水産
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２４年（フ）第７６号
島根県益田市匹見町澄川イ954番地、住民票上の住所島根県浜田市相生町1527番地２
破産者　中谷　幸二
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第７７号
島根県益田市匹見町澄川イ954番地、住民票上の住所島根県浜田市相生町1527番地２
破産者　中谷　光惠
1　決定年月日　平成25年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部